

第44回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 平成25年8月28日(水) 午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 場所 本庁舎2階 第一特別委員会室

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 影山道幸 齋藤玲子 新城希子 芳賀一英
藤田一巳

イ 県側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹
土木部次長 技術管理課長 建設産業室主幹 農林総務課主幹
入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課次席
会津若松建設事務所主幹兼企画管理部長 喜多方建設事務所建築住宅部長兼課長
二本松土木事務所長 企業局主幹兼経営企画課副課長 企業局工業用水道課長
企業局販売推進課副課長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成25年4月～平成25年6月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

(平成25年6月～平成25年7月分)

ウ 福島県版復興JV制度の拡充について

エ 現場代理人の常駐義務緩和の対象拡大について

(2) 審議事項

ア 抽出案件について

イ 工事に係る最低制限価格等の見直しについて

ウ 建設関係団体等からの意見聴取について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

(開会)

定刻となりましたので、只今から「第44回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

なお、本日の会議は、軽装での開催といたしました。県におきましては、省エネルギーによる地球温暖化防止に寄与することを目的として、軽装に取り組んでおります。御出席の皆様におかれましても、地球温暖化防止の取組みについて御協力をお願いいたします。

また、橘委員につきましては、急用により欠席と連絡がありましたので御報告いたします。それでは、議事につきまして、伊藤委員長よろしく申し上げます。

【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。本日は、報告事項4件、審議事項が3件ございますが、このうち審議事項「イ 工事に係る最低制限価格等の見直しについて」につきましては、現在非公表となっております最低制限価格等に関する審議でございますので、会議の公開等に関する取扱要領第2条第1項第3号に該当するものとして非公開で行いたいと思います。その他の報告事項及び審議事項については公開で行いたいと思いますがいかがでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

会議の冒頭に、安齋委員から、前回(第43回)の委員会で影山委員が質問した事項について、手元に資料がないためわからない旨回答した後、2時間あった会議時間中に、誰も確認を指示することなく、回答を怠ったことは失礼な対応である旨、嚴重な注意があった。

【伊藤委員長】

報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について(平成25年4月～平成25年6月分)」について、事務局より説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料1により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のありました件について、質問等がございましたらお願いいたします。無いようでしたら次に進みます。報告事項「イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(平成25年6月～7月分)」ですが、事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料2により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のありました件について、質問等がございましたらお願いいたします。無いようでしたら次に進みます。報告事項ウ「福島県版復興JV制度の拡充について」について、事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料3により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のありました件について、質問等がございましたらお願いいたします。次の報告事項エと共に、入札不調対策として講じられることですが、よろしいでしょうか。無いようでしたら次に進みます。報告事項エ「現場代理人の常駐義務緩和の対象拡大について」、事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料4により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のありました件について、質問等がございましたらお願いいたします。

【影山委員】

前に戻ってしまいましたが、復興JV制度の拡充で「工事の品質確保に問題のない範囲で」と、非常に抽象的な表現をしておりますが、どういうものをもって具体的な判断がされるのでしょうか。

【入札監理課長】

今回の復興JV制度における、その他構成員の参加要件拡充につきましては、当課から発注機関である土木部、農林水産部に対して拡大により工事の品質確保に問題が生じるか否か事前確認をしたところです。一般的に申し上げますと、代表構成員が県内の格付けAランクの事業者ですので、その他構成員にBランクの事業者が入ったとしても、県発注の公共工事に特に支障はないと思われることを確認できましたので、今回このような形で拡充いたします。工事の内容によりましては、海岸沿いの復旧工事等のかなり高度な施工技術を要する大規模復旧工事につきましては、いずれの構成員もAランクの事業者でなければ工事の品質確保に支障が生じるような工事もあり得ることから、その他構成員については、発注機関の判断において入札参加要件はAランクのままとすることもできるようにします。その他構成員の参加要件を拡大しますが、最終的にBランクの事業者を加えるか否かの判断は、各発注機関が工事内容、工種をふまえて判断するということです。

【伊藤委員長】

資料3の2 2)に今回の改正の説明がありますが、「～することができる。」ということです。制度は拡大するが、Bランクの事業者を含めるか否かは、発注者がそれぞれ判断

する、ということですね。

【入札監理課長】

はい。

【影山委員】

高度なものとそうでないものの判断基準はどこにあるのか、一般的な者からするとわかりづらい気がします。

【土木部次長】

各事業者の施工実績により、高度な工事であれば、過去に施工したことがあるか、類似の工事を施工しているか否かで判断できますので、事前に調査し、経験がない場合はAランクのままとすることも十分可能です。

【安齋委員】

我々に対して目に見えるように説明していただかないと、理解できません。高度なものとは、具体的にどういうものですか。

【土木部次長】

一般的に高度なものとは、橋りょうやトンネル等の構造物です。今回の災害復旧工事の大部分は、既存の河川や海岸部の堤防等、型を組んで大量のコンクリートを入れる、土を盛りコンクリートを貼る等です。今回は、被災の程度が非常に大きく延長が長いということですので、Bランクの事業者でも十分に対応できると判断しています。

【影山委員】

この制度を拡大解釈されると困ります。高度でない工事も含めて拡大解釈し、JVを組むことができるようになっていくのが怖いです。

【入札監理課長】

補足説明します。復興JV制度の適用対象工事は、予定価格が1億円以上の復旧復興工事に限定しておりますので、一般的な通常工事を含めて復興JV制度の適用対象とはなっておりません。復旧復興の加速化に向けての臨時特例的な制度の1つであるとして、今回拡大するつもりです。

【影山委員】

資料4の「技術確保や安全管理に問題のない範囲」というところが、非常にあいまいで拡大解釈される恐れがあると思われるので、きちんと担保することが重要だと思います。

【入札監理課長】

申請に基づく現場代理人の常駐義務緩和につきましても、途中で安全管理上、施工上の問題が生じた場合は、緩和措置を打ち切りにする対応もできますので、具体的な工事の中で支障発生の恐れが感じられる場合は、常駐義務を緩和しない、打ち切りにする対応も可能であります。

【伊藤委員長】

なかなか難しい問題で、工事品質の確保・安全管理と入札不調対策は、トレードオフの

関係にありますので、条件を緩和すれば入札不調対策にはなるかもしれませんが、品質確保や安全管理には若干心配があります。県の現状を考慮して、どちらに軸足を置くかということだと思えます。私は郡山市の入札委員もやっておりますが、震災以降、工事事故は、最近は少し減ってきているようですが、非常に多いです。不慣れな作業員である、管理者の目が届かない等、様々な原因があるようですが、入札不調をなるべく減らして復興を加速させることは非常に重要な事ではありますが、その副産物として、事故が多い、粗雑な工事が多いということになっては身も蓋もありませんので、若干の緩和をすることしかないのかなと思えます。意見としては、条件の緩和をする場合は、工事の品質管理や安全管理には、これまで以上に注意を払うことを事業者側へ伝えていただくことは必要だと思います。

【安齋委員】

2、3回前の委員会で齋藤委員から、何かを緩めることは可能かという質問があったと思いますが、その答えが今回の案件なのでしょうか。

【伊藤委員長】

入札不調対策で、ということでしょうか。

【安齋委員】

国土交通省で実施している大枠は変更できないので、県が運用の中で変更できるのがこの程度なのです。まずはこういうことで実施して、どういうことが起きるのか、問題が起きれば再度締めるということでやっていくしかないかな、と思えます。

【新城委員】

それしかないのではないのでしょうか。

【入札監理課長】

これまで、現場代理人の常駐義務を緩和した対象工事におきまして、先ほどの入札参加資格制限で御報告させていただきましたような工事関係者事故や粗雑工事等は発生していないというこれまでの経過を踏まえまして、今回更なる拡充措置に踏み切ったということをお報告させていただきます。

【伊藤委員長】

要するに、入札制度は入札不調の根本的な解決策になるわけではなく、もっと根本的な問題を解決しないといけません。入札制度の範囲内で対策を講ずるとすれば、今出ているようなことだろうと思えます。ですから、入札制度の問題だけでは済まないということをお認識していただきたいと思えます。次に審議事項ア「抽出案件について」です。今回のテーマは「低入札価格調査制度において失格基準に該当し失格となった案件」です。抽出案件の審議に入る前に、低入札価格調査制度について、事務局より説明してください。

【入札監理課主幹兼副課長】

(資料5-1により説明)

【伊藤委員長】

抽出委員から抽出理由の説明をお願いします。藤田委員、安齋委員の順番で説明をお願いします。

【藤田委員】

整理番号5番、13番、17番、25番を選びました。整理番号5番の案件は、土木部の案件で入札参加者数が5者、低入札価格調査の基準価格を下回った者が4者、失格基準に該当した者も4者であることから選びました。整理番号13番の案件は、入札参加者数が4者、基準価格を下回った者が1者です。ここで注目いたしましたのは、落札率が88%で他よりも低いものとして選びました。整理番号17番の案件は、入札参加者数が10者、基準価格を下回った者が3者、失格基準に該当した者が2者ですが、落札率が90%を超えておりましたので選びました。整理番号25番の案件は、企業局の一般競争入札の案件で、落札率が82.85%、入札参加者数11者、基準価格を下回った者も11者、失格基準の該当者が9者ということで選びました。安齋委員と重複している案件もありますが、以上を選びました。

【安齋委員】

整理番号5番、17番、25番、28番を選びました。案件番号5番に関しましては、調査基準価格を下回った者が5者中4者、失格基準に該当した者も5者中4者で、共通仮設費基準で失格しています。入札額の順位が最低クラスの者が落札しているので選びました。整理番号17番に関しては、現場管理費基準で失格しています。また、入札額の順位が最低クラスの者が落札しています。整理番号25番に関しては、予定価格25億円、契約金額も24億円で金額が大きいです。基準価格を下回った者が11者と多く、失格基準の該当者も11者中9者ですが、全員共通仮設費基準で失格しています。整理番号28番に関しては、契約金額が1億円以上であること、一般管理費基準で失格していることから選びました。

【伊藤委員長】

それでは、1番目、二本松土木事務所の案件について説明してください。

【二本松土木事務所長】

(資料5 P4～P8により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【藤田委員】

この案件につきましては落札率96.45%で、90%を超えています。4者はかなり低く見積もってしまい失格してしまいましたが、1者だけは高く見積もっていたのかなと思います。工事費の基準等を見積りが他の4者については甘かったのかなという感じを受けます。ここまで細かく見ないと、単なる落札結果だけでは入札全体を評価できないと思いました。

【伊藤委員長】

他に質問等がございましたらお願いいたします。無いようでしたら次に進みます。案件番号2、会津若松建設事務所から説明をお願いします。

【会津若松建設事務所主幹兼企画管理部長】

(資料5 P9～P13により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【藤田委員】

落札率が90%を割っており、設計単価はどのようになっていたのかと調べてしまいましたが、いかがだったのでしょうか。

【会津若松建設事務所主幹兼企画管理部長】

先ほどの報告事項アで県全体の舗装工事の落札率が91.27%(H24年度)でした。会津若松建設事務所管内において、自前のプラントを持っている事業者が1者あり、比較的安く施工できることが推察されます。

【伊藤委員長】

一般論で言えば、いわゆる構造物よりも舗装の方が積算は容易であるということになりますね。他はいかがでしょうか。

【新城委員】

無効というのは、どういうことなのでしょうか。

【会津若松建設事務所主幹兼企画管理部長】

決定順位が第2位でしたが、事業者から無効に関する申出書が提出されました。直前に、管内の他の舗装工事を契約することになり配置技術者の配置が困難になったためです。そのため、入札を無効としました。

【伊藤委員長】

実質、辞退ということですね。

【会津若松建設事務所主幹兼企画管理部長】

はい。

【齋藤委員】

今の件に関してですが、無効と辞退があるのでしょうか。

【入札監理課長】

制度としては、入札を辞退するということです。業務委託における指名競争の場合は、指名されましたが入札を辞退する、ということがあります。条件付き一般競争入札の場合は、あくまで入札に参加する意欲のある事業者が参加されますので、辞退ということは原則ありません。今回の案件においては、入札の後に、他の事務所発注の工事を落札したため、落札した工事を優先して技術者を配置することにしたため、重複して技術者を配置できなくなり、入札を無効とする旨の申出書が提出されたということです。一度入札を行い、第2位の落札候補者となっているので入札を無効としてください、というものですから、

実質辞退と同様の効果があるということです。

【齋藤委員】

無効という言葉がわかりにくいと思います。行政の中だけでわかるのではなく、例えば申出無効など、県民全体にわかるような言葉で掲げておくことも大事なことだと思います。無効というのはわかりにくいと思います。もう少し、考慮していただくことはできないのでしょうか。

【入札監理課長】

無効と書いてありますが、正式には入札を無効とする申出書の提出があった、ということになります。それを、無効と短縮して表現してあります。参考までに申し上げますと、当県の入札制度上は、複数の工事に同一の事業者が入札した場合に、どちらの工事を受注できるかわからない状況では、複数工事に同一の配置技術者を配置予定として入札に参加することが可能となっております。宮城県は、複数の工事に入札する場合は配置技術者は重複できませんでしたが、どちらの工事を受注できるかわからない状況では、複数工事に同一の配置技術者を配置できるよう9月から緩和するようです。

【伊藤委員長】

次に進みます。3番目の喜多方建設事務所の案件について説明をお願いします。

【喜多方建設事務所建築住宅部長兼課長】

(資料5 P14～P18により説明)

【伊藤委員長】

この件について質問等あればお願いします。入札額順位というのは、下から数えて、ということですね。

【喜多方建設事務所建築住宅部長兼課長】

7位という入札額は、低い方から数えて7番目です。

【伊藤委員長】

金額の低い方から数えて7番目、ということですね。

【喜多方建設事務所建築住宅部長兼課長】

はい。

【安齋委員】

土木事業者や建築事業者は、消防団加入等の加点のところでクリアしているのですが、設備事業者はこうしたところにあまり加入していないのでしょうか。ですから、森口電気がポイントを稼いだということでしょうか。

【喜多方建設事務所建築住宅部長兼課長】

森口電気だけ点数があるというのは、ボランティア等を他の事業者が行っていないのではなく、喜多方建設事務所管内の事業者のみ評価するということです。ですから、地元の事業者については点数が高くなるのです。

【安齋委員】

例えば、会津電気であれば、会津若松市内の工事であれば加点されるが、喜多方市では加点されないということですか。

【喜多方建設事務所建築住宅部長兼課長】

はい。行なっていても評価しないということですよ。

【伊藤委員長】

他に如何でしょうか。

【藤田委員】

入札結果を見ますと、評価の中身について、地元の事業者が優先的になるようですが、こういう仕組みであることは、参加する事業者の方は知っているのでしょうか。

【喜多方建設事務所建築住宅部長兼課長】

資料P17にあります。入札の条件として、入札参加者の所在地における評価対象地域である、喜多方建設事務所管内を評価する旨を公表しておりますので、御存知と思いません。

【伊藤委員長】

次に企業局販売推進課の案件について説明をお願いします。

【企業局主幹兼経営企画課副課長】

(資料5 P19～P21により説明)

【伊藤委員長】

この件について質問等あればお願いします。

【藤田委員】

落札者は鹿島・藤田特定建設工事企業体ですが、藤田というのは県内企業でしょうか。

【企業局主幹兼経営企画課副課長】

県内の企業です。

【伊藤委員長】

他に如何でしょうか。次に企業局工業用水道課の案件について説明をお願いします。

【企業局主幹兼経営企画課副課長】

(資料5 P22～P26により説明)

【伊藤委員長】

この件につきまして質問等あればお願いします。無いようでしたら抽出案件にかかる意見交換に移ります。どなたか発言される方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。ただいま審議事項ア 抽出案件について終わりました。次は審議事項イ 工事に係る最低制限価格等の見直しについてです。ここからは、非公開による審議に入ります。傍聴者及び報道機関の方は退席願います。公開での審議再開は15時30分頃を予定しています。これより早く公開することはありません。ではここで5分間休憩とします。再開は15時10分の予定です。

(傍聴者・報道機関退席)

<休憩>

《「工事に係る最低制限価格の見直しについて」は、非公開につき概要のみを記載》

【入札監理課長】

(資料6 (非公表) により説明)

【委員】

先ほどの復興JV制度の拡充と現場代理人の常駐義務緩和というのは不調対策になり得ると思いますが、これは不調対策という面ではプラスなのかマイナスなのか、どのように判断されますか。

【入札監理課長】

私たちとしてはプラスに作用するものと考えています。契約価格の適正化が図られることにより、受注業者側としても受注し易い環境づくりに一定の効果があるものと考えられます。更に、適正な価格で受注いただくことにより今後の復旧復興工事の円滑・迅速な施工にも繋がりますので、直接的な入札不調対策ではないかもしれませんが、一定の効果へ繋がっていくものと考えています。

【委員】

前は平成22年に改定していますが、その改定により改定前と改定後に何らかの変化があったというような資料はありますか。

【入札監理課長】

直接的な変化として、当時の平均落札率の推移を御説明します。平成19年度は85.09%でした。平成20年度は84.11%、平成21年度は85.54%でした。前回の最低制限価格の見直しを行なったのは平成22年2月以降の起工工事分からですので、実質的には平成22年度に影響があったと思います。平成22年度は91.19%で、21年度から22年度にかけて一気に5.65ポイントのアップが図られました。前回の見直しの直接的な背景は、公共工事の発注件数がかなり減少したことによる受注競争の激化でした。経済情勢の悪化等もあり、特に建設業界では厳しい経営環境にあったことから、経済の復興や雇用の確保に資するという部分も含めて5.65ポイントのアップに繋がりました。

【委員】

先ほどの抽出案件における企業局発注の造成工事について、入札に参加した事業者を見ますと錚々たるメンバーです。このメンバーで品質が確保されないということは考えられません。このような事業者の仕事まで最低制限価格の枠を入れて、結果的に高額なところで決定・落札しています。予算の有効活用からすると割り切れない面が未だに残っています。最低制限価格は本当に必要なのでしょうか。

【入札監理課長】

本県独自の考え方として、中小企業振興の観点から、スケールメリットや工法等によるコスト削減の可能性を考慮し、これまでと同様に工事の規模が小さいほど水準を高くしま

す。

【委員】

先ほどの抽出案件における整理番号25番の案件は、事業者が積算を読み違えたということでしょうか。

【入札監理課長】

工事内容から、かなり利益の大きい工事であると見込んだようで、皆さんが競っているようです。わずかな部分で失格基準に触れてしまったのではないかと思います。

【委員】

県内の小さな事業者が読み違えたということならば理解できますが、全国規模の企業が国の基準内容を知っていて、福島県の方もある程度推定できるわけですから計算できると思います。それがこのように失格になるのでしょうか。安ければいいという話ではないですが、この基準が無ければ億単位で安価に発注できるのですよね。

【委員】

最低制限価格はなかなか難しい問題で、無くすと利益はなくともやっていける大きなところばかりが落札して、小さい所は全部倒れてしまう、ということもあります。勿論、工事品質の問題もありますので一定程度は最低制限を設定しなければいけないと思います。最低制限価格は非公開になっているのですが、経験的にデータを集めれば、ほぼ間違いなく推察できます。ですから、最低制限価格が何%であるかの読み違いではなく、契約価格の積算の誤りでしょう。

【委員】

積算価格はコンピュータに入れば計算できますね。

【委員】

ソフトが既にあって、データを入れると計算できるような分野の工事もかなりあるようですが、構造物等の複雑なものであるとコンピュータの計算だけでは済まない部分もあるようです。コンピュータにデータを入力すれば大体の価格がわかり、そこに何%かの最低制限価格の推測値を入力すれば金額が計算されるようです。大きな工事になればなるほど誤差が出るのでしょうか。非常に簡単な舗装工事ですと、何平方メートル舗装するということがわかれば、金額はわかってしまうのです。ですから、最低制限価格を設けるというのは、どちらかといえば大手ゼネコンの為ではありません。地域振興の面から、地元中小企業に一定程度仕事を与えなければいけないのです。ただ、納税者の面から言えば、なるべく安く施工してもらった方が良くということでもありますので、両方の面から考えて最低制限価格を一定程度に設定するということです。

【委員】

積算するソフトですが、市井価格や人件費の上昇等に追随していくものなのですか。

【委員】

実物を見た事はないのですが、調整して入力すれば良いのでしょうか。

【委員】

義務付けではないので、それに対応できる事業者と、できない小さな事業者があるのでしょうか。

【委員】

殆どの事業者が持っています。それほど高いものではありません。

【技術管理課長】

積算につきましては、歩掛というものがあり、単価と共に全て公開していますので、県と同等の積算ができます。

【委員】

元々の入札価格、予定価格というのは、そのソフトを使って計算しているのですか。

【技術管理課長】

あくまで積算するために歩掛かり等を公開しています。舗装で言えば、作業員何人でどのような機械を使用して施工するかを公開しています。入札価格を計算するシステムを作っている会社はあるかもしれませんが、明らかではありません。

【委員】

非公開である予定価格は、誰が作っているのですか。

【入札監理課長】

予定価格は事後公表です。契約の相手方が決まった後にホームページで公開させていただいています。予定価格は県の基準に基づいて発注機関において設定しております。

【委員】

発注機関が設定しているのですか。

【入札監理課長】

はい。

【委員】

そこで、事業者側は民間で販売しているソフトを利用して計算しているわけです。

【委員】

その結果がほぼ同じということですか。

【委員】

それはわかりません。県側がどういう考え方なのかによりますので、そこは公表できない部分です。

【委員】

最低制限価格の見直しということで、このパーセント以下でも失格にはならないのですか。

【入札監理課長】

最低制限価格を下回りますと失格となります。

【委員】

失格要綱をクリアしたとしてもですか。

【入札監理課長】

先ほどの抽出案件で御審議いただいたのは、総合評価における低入札価格調査制度における失格基準です。最低制限価格とは、価格競争の場合に設定される下限値で、下回った場合は失格となります。これまで最低制限価格近辺で落札されていた方々が、見直し後のラインを下回ってしまえば失格になります。

【委員】

先ほど抽出されたものには、それ以下のものもありますよね。

【入札監理課長】

抽出案件で言いますと、1番目～3番目と5番目の案件は条件付一般競争入札の総合評価です。4番目のWTO調達の場合は一般競争入札で価格競争です。ただし、WTO調達の案件ですから、最低制限価格の設定ができないので、ラインを下回ったので失格といった運用はなされておりません。従いまして、今回の審議案件の中では、純粹に価格競争で最低制限価格を設定されていてそのラインを下回って失格となった案件はありませんでした。

【委員】

具体的に言えば、価格競争の場合、資料のとおり、従来水準から概ね2%程度引き上げた予定価格の概ね87%から92%程度水準です。総合評価方式ですと低入札価格調査失格基準というもので、それぞれの費目について最低価格が決まっており、現場監理費をこれまで0.7だったものを0.75に引き上げ、一般管理費は0.45を0.5に引き上げます。つまり、2つの内容が含まれているということです。実質は、最低制限価格を2%引き上げるということです。

【委員】

この制度で今まで失格になっていたところが救われて、公正な競争に参加できるのであればやってみて結果を検証するしかないですね。

【委員】

多分この制度は、厳密に考えると、なるべく企業努力をして効率的に施工してもらって安価な方が財政的にも良いという面もあるのですが、その反面、地元の企業もある程度守らなくてはならないし、工事の品質も守らなくてはならないし、ダンピングが起こると大手のゼネコンだけが生き残り、そうでない者は倒れてしまうということもあります。必要悪とは言いませんが、必要な制度であるかと思えます。それを、国も引き上げる、他の県も引き上げている状況で福島県だけが引き上げない選択はなかなか難しいと思えます。特に、現在のような経済状況や雇用状況の問題を含めて考えると、どの位引き上げるのが適正な引き上げ率なのか、どれほどの効果があるのかといったことは、事後的には一定程度の検証が可能かと思えますが、なかなか難しいことですね。表がありますが、もしもそうだったらここで落札されますよ、ということですが、そうではないのでここで落札されて

いるのです。新しい制度になった時に、どの位どのように分布されるかということは、推測の域を脱し得ないので難しい問題です。ただし、国が2%程度引き上げ、他県もほぼ足並みを揃えて引き上げようとしている状況を考えると、福島県だけが変えないということにはならないでしょう。直接的に不調対策となるのかは疑問ですが、先ほどの2つのことを含めて、適正な工事を施工していただくために2%ということではいかがでしょう。

【委員】

1つは民間の工事との競争ということがあります。それは予定価格そのものが変わらない限り下の方をいじっても変わらないわけです。簡単に言えば、儲かる工事は受注するけれどそうでない工事は忙しいので受注しないというのが本音のところ、自治体発注の工事だけが儲かる工事ではないということです。それは構造的な問題であり、仕方のない部分です。競争市場ですから、当然儲かる事を優先的に受注します。かつては、公共事業が非常に少なくなって建設事業者さんが大変な時は少し位損しても、これは難しい話ですが、簡単に言うと工事費は直接費と間接費、あるいは変動費と固定費があります。直接費や変動費は回収すれば固定費まで回収できなくとも工事を受注した方が良いということです。こうした工事がたくさんある状況でなければ儲かるものから優先的に受注するという事です。簡単に儲かる・儲からないと言っても、どのように原価計算をするかという問題がありますのでそれほど簡単な話ではないのです。

【委員】

新聞報道を見てある事業者さんから電話がきました。2%引き上げというような記事を読んだけど、というような話でしたが、私はこの時点でまるっきり掴んでいません。ですから、どういう過程をおいた段階で発表するのか、あるいは議員の先生の中であるならば、マスコミにはオフレコ等という抑止力が働く方法があるかと思うのです。少なくとも委員会終了後に人々がわかるというのが通常ではないのかなと思います。

【委員】

A新聞では記事の最後の方に、28日の入札制度等監視委員会を経て云々と書いてあります。ところが、B新聞の方はその辺は何も書いてなく、9月2日の入札等制度改革部会、つまり県庁側の人たちの会議ですよ。こちらで決まりますとしか書いてないです。この委員会の存在が全くないのです。片方には書いているということは、説明はされているけれど新聞社の方で（ここで終了）

【委員】

軽視しているのです。

【委員】

もしかしたらそうかもしれません。A新聞の方が、より正確な記事というわけです。今回のタイミングが議会との関係でこのようになってしまった、というのはありますが、これはかなり急がなくてはいけない事案です。このようなことがあった時に、また同じようなことが起き得るものですか。つまり、議会にこういうことを検討しています、と先に言

っておかなければなりませんか。

【総務部政策監】

基本的には、議会には事前にこういう方向で考えているという程度の説明をすることがかなり多いです。こういう相当金額の大きい話ですし、入札制度は大事なものですから、そうしますとその資料をマスコミが聞きにくるという事例は意外とあります。例えば、来年度の当初予算の事業等も新聞に抜かれる事例があることも確かです。情報管理については、ただいま御指摘のとおり、しっかりやらなくてはいけないということではあります。情報の出し方の程度を加減するのは非常に難しいことです。

【委員】

逆に議会側は何も知りませんでした、県側が勝手に決めてしまいました、というのも困った問題なので難しいですね。できれば正確に報道して頂きたいというのはありますね。他に如何でしょうか。

【委員】

異議がないということで、事務局案を了承することでよろしいのではないのでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

《非公開審議終了》

【伊藤委員長】

それではここから公開による審議を再開します。

【伊藤委員長】

ただいまの非公開の議事の内容につきましては、御要望があれば会議終了後、私から説明させていただきます。次は審議事項ウ 建設関係団体等からの意見聴取についてです。事務局からの説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料7により説明)

【伊藤委員長】

次回11月予定の委員会において建設関係団体等からの意見聴取を行なうことで、意見聴取の方法、対象者が資料にあります。5の個別事業者については、委員会終了後に私と安齋委員で打ち合わせをするということですね。

【入札監理課長】

参考までに、昨年度の意見聴取調査票を、資料7-1としてお付けしています。

【伊藤委員長】

今回の内容については、委員長と事務局で調整とありますが、それまでに御要望があれば各委員から意見を出していただくということによろしいですね。

【入札監理課長】

はい。それを反映した上で調査内容を設定したいと考えています。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。では、ただいまの件は了承します。次に各委員の意見交換に移ります。どなたか発言される方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。それでは、(3)その他に入ります。まず、委員の皆様からございますか。なければ事務局からお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

次々回、第46回の抽出案件の審議対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いいたします。

【伊藤委員長】

次は建設関係団体等からの意見聴取ですから、その次ということですね。委員の皆様から御意見ありましたらお願いいたします。事務局案がありましたらお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

第46回の抽出案件の審議対象期間は平成25年4月から平成25年9月の平成25年度上半期、テーマは「応札者のなかった案件」ではいかがでしょうか。

【伊藤委員長】

順番としては影山委員、菅野委員でございます。事務局案として、応札者のなかった案件です。これも入札不調に対応することです。よろしいでしょうか。それでは、影山委員と菅野委員には御連絡をお願いいたします。その他事務局からございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会等の日程調整のため、皆さまのお手元に10月分、11月分の日程確認表を配付いたしました。御手数をおかけいたしますが、9月5日木曜日頃までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

【伊藤委員長】

先ほどの建設関係団体等からの意見聴取は11月を目途に考えているので、基本的に11月ということですのでよろしいですね。少し先のことですが、スケジュールをFAX等で御連絡をお願いします。他にはよろしいでしょうか。ございませんようでしたら、本日の議事はこれで終了いたします。ありがとうございました。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上を持ちまして、第44回福島県入札制度等監視委員会を閉会いたします。